

柏崎市建設コンサルタント等業務に関する最低制限価格

取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設コンサルタント等業務における最低制限価格の設定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 この要領で定める最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が100万円を超える建設コンサルタント、建築設計、測量、地質調査、補償コンサルタント及び土地家屋調査の各業務に係る競争入札に適用する。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、対象案件の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に10分の6.5を乗じた額から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じた額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、対象案件に最低制限価格を設定したときは、入札の公告及び指名通知において、その旨を記載するものとする。

(公表)

第5条 第3条の規定により設定した最低制限価格は、入札結果公表時において公表するものとする。

(落札者の決定)

第6条 市長は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(最低制限価格の対象外)

第7条 市長は、最低制限価格の設定が適当でないと認められる場合は、これをしないことができる。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行し、平成 31 年（2019 年）9 月 30 日までに、新潟県柏崎市財務規則（平成 16 年 3 月 10 日規則第 5 号）第 149 条の検査を完了するものについては、従前の例による。

附 則

この要領は、令和 7 年（2025 年）年 4 月 1 日から施行する。